

# 議事録

第 16 期名護市農業委員会  
第 33 回 総会

令和 2 年 5 月 27 日 (水)

## 名護市農業委員会 第33回総会

開催日時 令和2年5月27日（水）午前10時00分～

開催場所 労働福祉センター 1階ホール

出席委員（農業委員）

1番	岸本 信子	◎	2番	長山 正敏	◎	3番	前川 好男	○
4番	宮城 政喜	○	5番	比嘉 清隆	○	6番	具志堅 安盛	○
7番	野原 朝行	○	8番	名城 政幸	○	9番	比嘉 晴	○
10番	金城 達文	—	11番	川上 達也	○	12番	大城 正信	○

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第210号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
第211号 農地転用事業計画変更承認申請について  
第212号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第213号 農用地利用集積計画の意見決定について  
第214号 非農地証明願について  
第215号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について  
第216号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

(開会)

議長

これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は1番と2番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第33回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第210号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局

整理番号1番 農振農用地内、面積6,982m<sup>2</sup>（5筆合計）。新規就農のための無償移転。従事者1名、主従事日数150日。計画作物は草地。

整理番号2番 農振農用地内、面積234m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数250日。計画作物はサトウキビ。

整理番号3番 農振農用外、面積133m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はオクラ。

整理番号4番 農振農用地内、面積927m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数200日。計画作物はみかん、マンゴー。

整理番号5番 農振農用地内、面積1,400m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はサトウキビ。

整理番号6番 農振農用地内、面積1,400m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はサトウキビ。

整理番号7番 農振農用外、面積907m<sup>2</sup>（5筆合計）。規模拡大のための無償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はサトウキビ。

整理番号8番 農振農用地内、面積1,802m<sup>2</sup>（2筆合計）。規模拡大のための有償移転。従事者1名、主従事日数280日。計画作物はサトウキビ。

事務局としては、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

委員

5番と6番については、5番での所有権移転後すぐに6番の譲受人へ所有権移転するとの事だが、省略することはできないのか。

事務局

本案件は、農業者年金の経営移譲年金にかかる特定処分農地であり、一度年金受給者が取得する手続きが必要となります。

議長

他に質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

### (第 211 号 農地転用事業計画変更承認申請について)

- 事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 384 m<sup>2</sup>。当初の計画が資金難により困難となつた為、事業計画者の変更に伴い、5 条同時申請となつております。農地区分は第 3 種農地（用途地域内）、第 1 種低層住居専用地域となつております。  
事務局としては、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

### (第 212 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)

- 事務局 整理番号 1 番 農振農用外、面積 1,682 m<sup>2</sup>（2 筆合計）。廃車置場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近接）、一団農地 3.8ha となつております。問題なしと考えます。
- 整理番号 2 番 農振農用外、面積 526.14 m<sup>2</sup>（2 筆合計）。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 1 種農地、一団農地 81.5ha となつており、原則不許可の案件となります。
- 整理番号 3 番 農振農用外、面積 1,677 m<sup>2</sup>。建売住宅のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地（4 割街区）、宅地割合 54% となつており、原則許可相当の案件となります。
- 整理番号 4 番 農振農用外、面積 165.3 m<sup>2</sup>。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地（宅地連たん）となつており、原則許可相当の案件となります。
- 整理番号 5 番 農振農用地内、面積 1,339 m<sup>2</sup>。残土置場のための賃借権（一時転用）。農地区分は、農振農用地となつており原則不許可となりますが例外規定の適用により、許可相当の案件となります。
- 整理番号 6 番 農振農用外、面積 620 m<sup>2</sup>。貸し資材置場のための所有権移転。農地区分は、第 2 種農地（市街地近傍）、一団農地 0.1ha となつており問題なしと考えます。
- 整理番号 7 番 農振外、面積 384 m<sup>2</sup>。一般個人住宅のための所有権移転。農地区分は、第 3 種農地（用途地域）、第 1 種低層住居専用地域となつており原則許可相当の案件となります。
- 議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。
- 委員 5 番の譲受人については、○○の土地でも残土置場としての土地利用を確認しているが、手続きはとられているか。
- 事務局 昨年中に同様の申請があり、既に許可がおりています。
- 委員 2 番の進入路については、一帯利用で隣接地の雑種地を利用するとの事であるが、一部利用として内面積での記載が必要になるのではないか。

事務局 進入路での利用の際には、全面積での対応をとっております。

委員 2番は第1種農地となっているが、原則不許可相当の案件となるのか。

事務局 不許可の例外規定などに該当しない為、不許可相当の案件になるかと思われます。

議長 他に質疑が無いようなので、当該案件について、整理番号2番を否決としその他を可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第213号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和2年5月19日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人6名。譲受人5名。設定筆数7筆、面積30,778m<sup>2</sup>。内 賃借権6筆、使用貸借権1筆、所有権移転0筆となっています。

整理番号1番 5年の賃借権。作物はサトウキビ。再設定、稼働日数250日。

整理番号2番 5年の賃借権。作物はウコン。新規設定、稼働日数150日

整理番号3番 5年の賃借権。中間管理機構の借受け。

整理番号4番 5年の賃借権。作物は草地。3番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数250日。

整理番号5番 5年の賃借権。中間管理機構の借受け。

整理番号6番 5年の賃借権。作物は草地。5番との関連による集積計画一括方式による貸し付け。稼働日数250日。

整理番号7番 10年間の使用貸借権。作物はアレカヤシ。新規設定、稼働日数250日。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第214号 非農地証明願について)

調査員 整理番号1番 農振外、面積11m<sup>2</sup>。20年以上前から公衆用道路として利用されており、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断しております。

整理番号2番 農振農用外、面積139m<sup>2</sup>。隣接住宅が越境した部分の申請となり、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断しております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(第 215 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について)

(第 216 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について)

事務局 議案第 215 号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明をします。1 ページは、令和 2 年 3 月 31 日現在の名護市農業委員会の状況となっていますので説明は割愛させていただきます。後ほど、お目通し願います。2 ページ、II 担い手への農地の利用集積・集約化。

1 現状及び課題。現状（令和 2 年 3 月現在）は、管内の農地面積 2,236ha。これまでの集積面積 104ha。集積率 4.65%。

2 令和元年度の目標及び実績。集積目標①104ha。集積実績②104ha。達成状況  $(\text{②}/\text{①} \times 100)$  100%。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進。

1 現状及び課題。

新規参入の状況は、平成 29 年度 9 経営体で、取得した面積 3ha。平成 30 年度 24 経営体で、取得した面積 24ha。令和元年度 14 経営体で、取得した面積 16ha。

2 令和元年度の目標及び実績。

参入目標①24 経営体。参入実績②14 経営体。達成状況  $(\text{②}/\text{①} \times 100)$  58.33%

参入目標面積③24ha。参入実績面積④16ha。達成状況  $(\text{④}/\text{③} \times 100)$  66.67%

IV 遊休農地に関する措置に関する評価。

1 現状及び課題。現状（令和 2 年 3 月現在）は、管内の農地面積（A）2,236ha。遊休農地面積（B）259.85ha。割合  $(\text{B}/\text{A} \times 100)$  11.62%。

2 令和元年度の目標及び実績。

解消目標①10ha。解消実績②0ha。達成状況  $(\text{②}/\text{①} \times 100)$  0.00%。

3 2 の目標の達成に向けた活動実績。

活動実績としては、農地の利用状況調査を調査員 24 人。調査実施時期 8 月から 10 月。調査結果のとりまとめ時期 10 月から 11 月。

利用意向調査。調査時期 11 月から 12 月。調査結果のとりまとめ時期 12 月から 8 月。農地法第 32 条第 1 項第 1 号 調査数：628 筆。調査面積 49ha。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題。現状（令和 2 年 3 月現在）は、管内の農地面積（A）は、2,236ha。違反転用面積（B）1.4ha。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検について

1 農地法第 3 条に基づく許可事務は、1 年間の処理件数 51 件、うち許可 51 件で、不許可 0 件。

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）は、1 年間の処理件数 151 件。

どちらも、総会議事録を作成し、ホームページに掲載して公表しています。

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

#### 農地所有適格法人からの報告について

管内の農地所有適格法人数 36 法人。うち報告書提出農地所有適格法人数 3 法人。うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数 33 法人。うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数 9 法人。うち報告書を提出しなかつた農地所有適格法人 24 法人。

### 4 情報の提供等

貸借料情報の調査・提供の実施状況は、調査対象貸貸借件数 127 件。情報の農地台帳の整備の実施状況は、整備対象農地面積 2649.4ha。

### VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務と農地法等によりその権限に属された事務については、特になし。

### VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表は、HP に公表している。

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出無し。

3 活動計画の点検・評価の公表は、HP に公表している。

続きまして、議案第 216 号 令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明をさせていただきます。

1 ページ目は、議案第 215 号同様に、令和元年 3 月 31 日現在の名護市農業委員会の状況となっていますのでこちらも説明は割愛させていただきます。後ほど、お目通し願います。

2 ページ、II 担い手への農地の利用集積・集約化についての 1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

#### 2 令和 2 年度の目標及び活動計画

集積目標面積 104ha (うち新規集積面積 20ha)。

### III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進についての

1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

#### 2 令和 2 年度の目標及び活動計画

目標 24 経営体。参入目標面積 24ha。

### IV 遊休農地に関する措置についての

1 現状及び課題は先ほど説明をしたとおりです。

2 令和 2 年度の目標及び活動計画は、遊休農地の解消目標面積 10ha。

利用調査実施時期につきまして、例年 8 月～10 月としてきましたが、今年度におきましては農業委員及び推進委員の 9 月任期満了に伴い、1 か月期間を前倒し 7 月～9 月と変更しております。その他、活動計画につきましては例年通りとなっております。以上が、令和元年度の活動点検・評価、令和 2 年度の活動計画となります。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 33 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会會議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 名城 政幸 印

署名委員 岸本 信子 印

署名委員 長山 正敏 印